平成２５年（フ）第６５３号
栃木県日光市文挟町91番地52
債務者　佐久間まゆみ
1　決定年月日時　平成25年12月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮本　暁子
4　破産債権の届出期間　平成26年１月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年３月７日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成26年３月６日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第７４４号
熊本県宇土市入地町170番地６
債務者　佐方　竜介
1　決定年月日時　平成25年12月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小林　法子
4　破産債権の届出期間　平成26年１月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年３月７日午前10時
6　免責意見申述期間　平成26年３月６日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第１１４５号
広島県安芸郡府中町八幡３丁目11番１―907号　ライオンズガーデン府中
債務者　濱本　廣幸
1　決定年月日時　平成25年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　崇文
4　破産債権の届出期間　平成26年１月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月25日午後２時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成26年２月24日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１７１号
山口県下関市長府中六波町14番１号
債務者　坂田　明秀
1　決定年月日時　平成25年12月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　島田　直行
4　破産債権の届出期間　平成26年２月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月27日午後２時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成26年３月27日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２５年（フ）第１５５号
佐賀県伊万里市南波多町府招4047番地
債務者　横田　徳正
1　決定年月日時　平成25年12月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　圷　　悠樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月12日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成26年２月17日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２５年（フ）第１４１８号
埼玉県川越市大字増形574番地２
債務者　溝呂木　徹
1　決定年月日時　平成25年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　金野　俊男
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月25日午後３時
5　免責意見申述期間　平成26年２月17日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第４２１号
愛知県岡崎市宮地町字郷西38番地　リバティ92―301
債務者　宮﨑　真美
1　決定年月日時　平成25年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月19日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第４４９号
愛知県豊田市寿町４丁目55番地　グリーンハイムＢ203号
債務者　野口　雅弘（旧姓小野）
1　決定年月日時　平成25年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月19日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第４６６号
愛知県岡崎市小呂町字４丁目６番地　小呂荘102
債務者　平松　明佳
1　決定年月日時　平成25年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月19日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第４７２号
愛知県知立市広見１丁目85番地１　セラヴィ知立402号
債務者　神野　廣治
1　決定年月日時　平成25年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月19日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第１５１７号
札幌市北区新琴似１条４丁目７番12―103号
債務者　成田　哲也
1　決定年月日時　平成25年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１９５８号
札幌市手稲区星置１条１丁目17番30号
債務者　濱田礼衛子
1　決定年月日時　平成25年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２０４８号
札幌市手稲区稲穂１条６丁目４番18号
債務者　湯佐　彰英
1　決定年月日時　平成25年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２１３０号
札幌市白石区本郷通７丁目南３番２―703号
債務者　三上　貴登
1　決定年月日時　平成25年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２１７３号
札幌市東区東雁来10条１丁目９番６号
債務者　粕谷　有希（旧姓上村・本彡）
1　決定年月日時　平成25年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２１７８号
札幌市中央区南11条西16丁目１番26号　セントラルコートＡ棟201号
債務者　田澤　博幸
1　決定年月日時　平成25年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部